

## 第 1 2 次岡山県職業能力開発計画策定スケジュール（案）

令和 8 年 3 月	岡山県職業能力開発審議会 ・ 第 1 1 次岡山県職業能力開発計画の進捗状況等 ・ 第 1 2 次岡山県職業能力開発計画の策定スケジュール
7 月	岡山県職業能力開発審議会の開催（岡山市内） ・ 第 1 2 次岡山県職業能力開発計画素案の審議
7 ～ 8 月	庁内外の関係機関等に対して計画素案の意見照会
9 月	パブリックコメント（計画素案）
1 1 月	岡山県職業能力開発審議会の開催 ・ 第 1 2 次岡山県職業能力開発計画案の審議
1 1 月	計画策定

## 【参考】職業能力開発促進法（抜粋）

（都道府県職業能力開発計画等）

- 第 7 条 都道府県は、職業能力開発基本計画に基づき、当該都道府県の区域内において行われる職業能力の開発に関する基本となるべき計画（以下「都道府県職業能力開発計画」という。）を策定するよう努めるものとする。
- 2 都道府県職業能力開発計画においては、おおむね第 5 条第 2 項各号に掲げる事項について定めるものとする。
- 3 都道府県知事は、都道府県職業能力開発計画の案を策定するに当たっては、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 4 都道府県知事は、都道府県職業能力開発計画を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するよう努めるものとする。
- 5 第 5 条第 3 項及び第 4 項の規定は、都道府県職業能力開発計画の策定について（中略）準用する。～以下略～

## 第 5 条（上記の第 7 条第 5 項の準用による読替後）

- 1 略
- 2 都道府県職業能力開発計画に定める事項は、次のとおりとする。
- 一 技能労働力等の労働力の需給の動向に関する事項
  - 二 職業能力の開発の実施目標に関する事項
  - 三 職業能力の開発について講じようとする施策の基本となるべき事項
- 3 都道府県職業能力開発計画は、経済の動向、労働市場の推移等についての長期見通しに基づき、かつ、技能労働力等の労働力の産業別、職種別、企業規模別、年齢別等の需給状況、労働者の労働条件及び労働能率の状態等を考慮して定められなければならない。
- 4 都道府県は、必要がある場合には、都道府県職業能力開発計画において、特定の職種等に係る職業訓練の振興を図るために必要な施策を定めることができる。
- 5 以下略

（都道府県に置く審議会等）

- 第 91 条 都道府県は、都道府県職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する重要事項を調査審議させるため、条例で、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。
- 2 前項に規定するもののほか、同項の審議会その他の合議制の機関に関し必要な事項は、条例で定める。